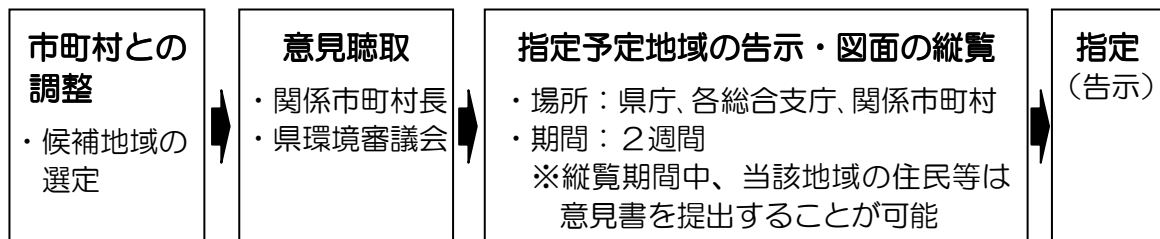


# 水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要

## 1 水資源保全地域の指定

- 公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く）を、知事が「水資源保全地域」に指定。

### ■地域指定の流れ



## 2 水資源保全地域における事前届出制度

- 水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出を行う必要がある。
- 県は、必要に応じて報告又は資料の提出を求めたり立入調査を行うことができるとともに、届出を出さなかったり虚偽の届出をした場合や県の指導に従わない場合は、勧告・命令、氏名等の公表、5万円以下の過料を科すことができる。

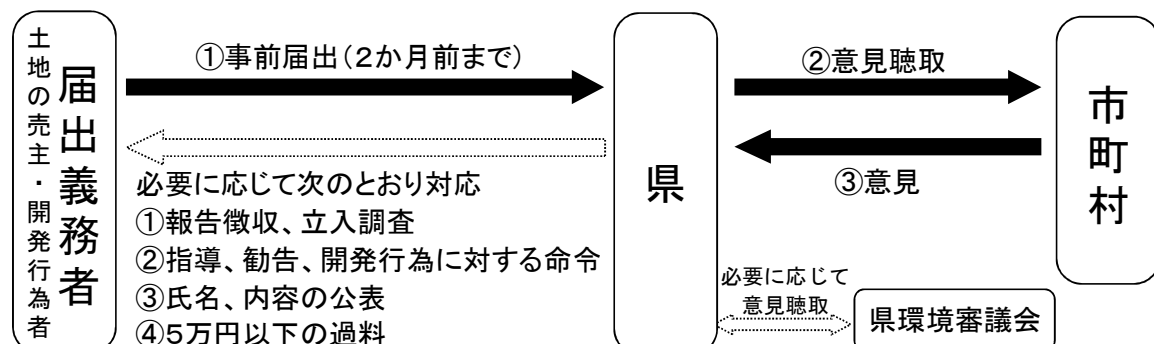
### (1) 土地取引等に係る届出

- ① 届出の対象 土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等）
- ② 届出義務者 現在の土地所有者（土地売買の場合は売主）
- ③ 届出の時期 契約締結予定日の2か月前まで

### (2) 開発行為に係る届出

- ① 届出の対象 土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 など
- ② 届出義務者 開発行為を行おうとする者
- ③ 届出の時期 開発行為の着手予定日の2か月前まで

### ■届出の流れ



## 山形県水資源保全条例及び条例施行規則における事前届出の対象外

### ■土地取引等

1	土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
2	非常災害のために必要な応急措置として行う場合
3	土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法第9条第2号に掲げる森林整備法人又は国立研究開発法人森林総合研究所である場合
4	土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合
5	森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合（※1）に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合 （※1）送配電事業やガス事業など森林法の林地開発許可が不要な公益性の高い事業に係るもの
6	電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合

なお、相続による土地の所有権等の移転は本条例及び施行規則で定める土地取引等には当たらない。

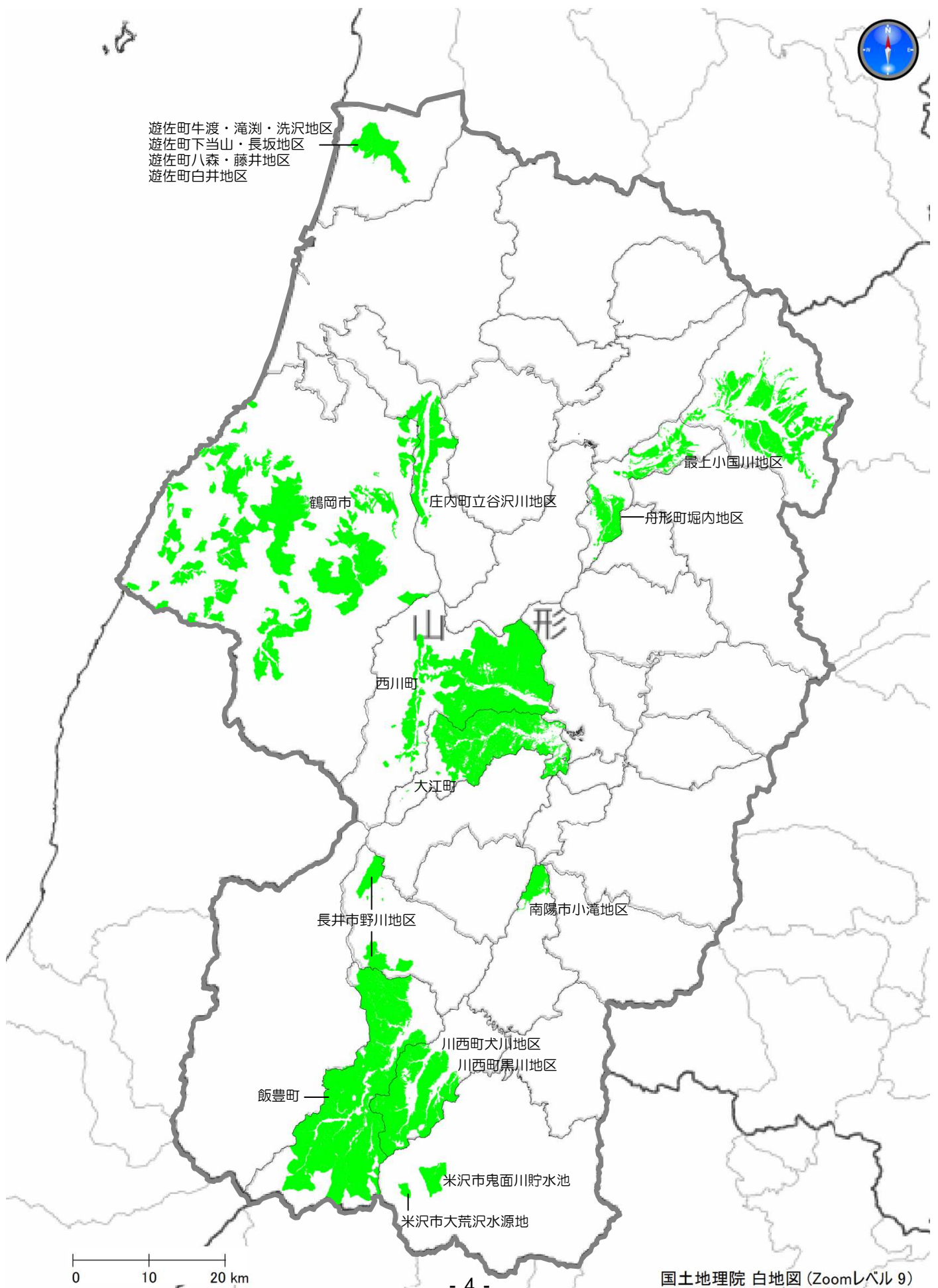
### ■開発行為

1	国又は地方公共団体が行う場合								
2	非常災害のために必要な応急措置として行う場合								
3	農業、林業又は漁業を営むために行う場合								
4	森林法に基づく許可又は届出を要する規則で定める次の行為を行う場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td>森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている私有林における開発行為の許可（林地開発許可）</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている私有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出</td> </tr> </table>	(1)	森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている私有林における開発行為の許可（林地開発許可）	(2)	森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている私有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出	(3)	森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可	(4)	森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出
(1)	森林法第10条の2第1項の規定による許可(※2)を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。） （※2）地域森林計画の対象となっている私有林における開発行為の許可（林地開発許可）								
(2)	森林法第10条の8第1項の規定による届出(※3)を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。） （※3）地域森林計画の対象となっている私有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出								
(3)	森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可(※4)を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。） （※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質の変更する行為に係る許可								
(4)	森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出(※5)を要する行為 （※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出								
5	温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可(※6)を要する行為を行う場合 （※6）土地の掘削の許可、温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可								
6	山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項の規定による届出(※7)を要する行為（同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）を行う場合 （※7）地下水採取適正化地域内における、新たな地下水採取の届出								
7	自己の居住の用に供する住宅の建築（増築及び改築を含む。）、移転又は撤去のために行う場合								
8	電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合								
9	建物その他の工作物の補修等通常の管理行為を行う場合								

## 山形県水資源保全地域の指定状況

地域名	対象市町村	水資源保全地域の名称	面積(ha)
村山地域	西川町	西川町水資源保全地域	13,036
	大江町	大江町水資源保全地域	8,254
最上地域	最上町、舟形町	<small>もがみおぐにがわ</small> 最上小国川地区水資源保全地域	6,814
	舟形町	<small>ほりうち</small> 舟形町堀内地区水資源保全地域	1,543
置賜地域	米沢市	<small>おおあさざわ</small> 米沢市大荒沢水源地水資源保全地域	168
		<small>おものがわ</small> 米沢市鬼面川貯水池水資源保全地域	858
	長井市	<small>のがわ</small> 長井市野川地区水資源保全地域	1,605
	南陽市	<small>こたき</small> 南陽市小滝地区水資源保全地域	946
	川西町	<small>いぬがわ</small> 川西町犬川地区水資源保全地域	5,234
		<small>くるがわ</small> 川西町黒川地区水資源保全地域	2,294
	飯豊町	飯豊町水資源保全地域	21,788
庄内地域	鶴岡市	鶴岡市水資源保全地域	21,184
	庄内町	<small>たちやざわがわ</small> 庄内町立谷沢川地区水資源保全地域	2,680
	遊佐町	<small>うしわたり たぎぶち あるいはさわ</small> 遊佐町牛渡・滝渕・洗沢地区水資源保全地域	1,083
		<small>しもとやま ながさか</small> 遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域	365
		<small>しらい</small> 遊佐町白井地区水資源保全地域	246
		<small>ほちもり ふじい</small> 遊佐町八森・藤井地区水資源保全地域	167
合 計	4市8町	17箇所（県内民有林面積の約28%）	88,265

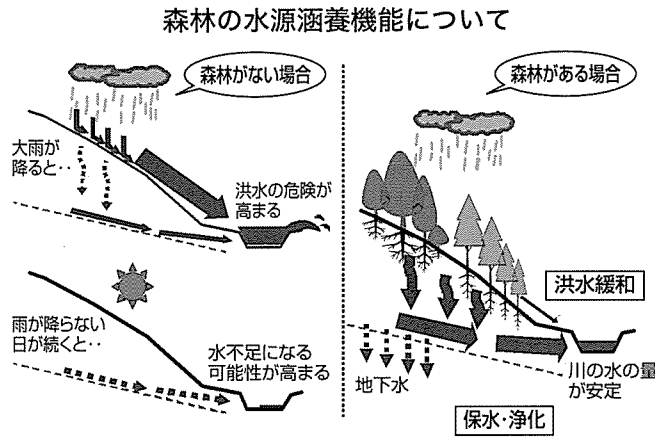
# 山形県水資源保全地域の指定状況 (H29. 1 現在)



# 水資源保全地域の指定について

## ◆森林の大切な機能

山形県の面積の約七十二%を占める森林には、水の「浄化」や、雨水を土にしみこませることで、大雨による「洪水」や日照りによる「水不足」の危険を少なくするなどの「水源涵養機能」があります。



しかし、近年、水資源に影響を及ぼすおそれのある、森林などの土地の売買や開発行為が全国的に問題となっています。

## ◆水資源保全地域の指定

本県の豊かな水資源と森林を守るため、県は、平成二十五年三月に「水資源保全条例」を定め、条例に基づき、県内の民有林等の区域を水資源保全地域に指定しています。(平成二十八年六月末現在、四市八町の十七地域を指定)

## ■水資源保全地域指定状況 (平成28年6月末現在)

村山地域	西川町 大江町
最上地域	最上町 (最上小国川地区) 舟形町 (最上小国川地区、堀内地区)
置賜地域	米沢市 (大荒沢水源地区、鬼面川貯水池) 長井市 (野川地区) 南陽市 (小滝地区) 川西町 (犬川地区、黒川地区) 飯豊町
庄内地域	鶴岡市 庄内町 (立谷沢川地区) 遊佐町 (牛渡・滝淵・洗沢地区、下当山・長坂地区、白井地区、八森・藤井地区)

指定地域の図面は、県庁環境企画課、各総合支庁環境課、関係市役所、町役場で閲覧できるほか、県ホームページでも公開しています。

## ◆事前届出制度について

水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、県(総合支庁環境課)に、次のとおり、事前に届出を行う必要があります。

### 1 土地取引等に係る届出

- (1) 届出の対象：土地売買、土地への権利設定(賃借権、地上権等)
  - (2) 届出義務者：現在の土地所有者(土地売買の売主等)
  - (3) 届出の時期：契約締結予定日の2か月前まで
- ※ただし、次の場合は土地取引等の届出は不要です。  
・契約の相手方が、国又は地方公共団体である場合  
・相続により土地を取得する場合 など

### 2 開発行為に係る届出

- (1) 届出の対象：土石の採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置等
  - (2) 届出義務者：開発行為を行おうとする者
  - (3) 届出の時期：開発行為の着手予定日の2か月前まで
- ※ただし、次の場合は開発行為の届出は不要です。  
・森林法の林地開発許可が必要な場合  
・農業、林業、漁業を営むために行う場合  
・自己の居住の用に供する住宅の建築等を行う場合 など

## ◆水資源の保全に向けて

水資源は、山形県の豊かな自然環境に支えられ、私たち県民の日常生活や経済活動に欠くことのできないものです。

この水資源を守るために、県では、平成二十五年九月に「山形県水資源総合計画」を定め、行政だけでなく、県民の皆さんとともに美しい川の保全や森づくりなどの率先した取組みを進めています。

油や食べ物の残りなどを排水口に流さないといったご家庭でできることや各地域で行われている森づくり活動への参加など、県民一人ひとりの取組みが大切です。

(県環境企画課)

(問い合わせ先)  
山形県環境企画課企画調整担当  
☎023-630-3161



環境省選定「名水百選」の一つ「月山山麓湧水群」(西川町)



# リサイクル「大事だね」

山形で  
きょうまで 催し多彩環境展

地球に優しい生活や環境問題について考える「やまがた環境展2016」Ⅱ写真Ⅱが19日、山形市の山形国際交流プラザで始まった。ごみの分別に関するクイズや県産材を使ったワークショップなどを通じ、来

場者がリサイクルや森林資源の重要性に理解を深めた。県などでつくる実行委員会が主催。「エネルギー」「環境」「リサイクル」の三つのテーマで、約50の企業・団体がブースを出展し

た。協賛事業のエコライフやまがた（山形新聞、山形放送主催）なども同時開催され、会場には体験型のブースが数多く並んだ。

県産材を材料にしてネットレスなどを作る体験会をはじめ、スーパーの店頭回収に出すことのできる食品トレーの種類を当てるクイズなど、親子連れなどが楽しみながら環境問題について考えた。風力発電機

の仕組みや森林の洪水緩和機能を学ぶ模型なども子どもたちの関心を集めていた。

最終日の20日は午前10時〜午後4時。全長3メートルのテトラノサウルスの人形が登場する写真撮影会のほか、「エコドライブプロジェクト」の推進委員として活動する女優のいとうまい子さんらによるトークショーなどを繰り広げる。